

# 「区立図書館の今後のあり方について(原案)」の概要

## 1 基本的な運営方針

- (1) 区民の教養、調査研究、レクリエーション等に資すること等の区立図書館の基本的役割を着実に推進すること。
- (2) 児童・青少年、高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者、外国人等、それぞれの区民の特性に合わせたきめ細かな図書館サービスの提供に努めること。
- (3) 人が集まる図書館の特性を生かし、人と人とを結び付け地域の力とする地域活動の育成の役割を果たすことを目指すこと。
- (4) 全ての区民が等しく充実した区立図書館サービスを楽しむことができるよう、充実した図書館環境の整備に努めること。

## 2 施策及び個別事業

(1) 思索と探究を支える図書館機能の充実	ア 適切な図書資料の収集	(ア) 集中選書方式による適切な選書の実施
		(イ) 町会・自治会紙をはじめとした地域情報紙の収集・公開
		(ウ) 個人が所蔵する地域資料の収集・保存
	イ 利用者が自ら調べることへの支援(少人数でのオリエンテーションの実施、パス・ファインダーの作成)	
	ウ レファレンス機能の向上	(ア) 多様な形態によるレファレンスの実施(レファレンスをテーマとする講座の開催、電子メールによるレファレンスの実施等)
		(イ) 司書を対象とする合同研修の実施
		(ウ) 各館のレファレンス情報の共有
		(エ) 行政に関する情報提供の充実(区の配布物専用コーナー設置)
	エ 思索の場の提供	(ア) 閲覧席の充実
(イ) 対話スペースの設置		
(ウ) タブレットPCの館内貸出の実施		
(2) 一人ひとりの区民に合わせた図書館サービスの提供	ア 特色ある地域館づくりの推進	(ア) 分担収集の推進
		(イ) 専門コーナーの設置推進
	イ 個人の特性に合わせたサービスの提供	(ア) 子どもの発達段階に合わせた読書サービスの提供(読み聞かせ会の実施や中高生コーナーの設置)
		(イ) 学校、幼稚園、保育園との連携強化(学校図書館支援事業、団体貸出等)
		(ウ) 障がい者、高齢者への図書館サービスの推進(音声資料、対面朗読等)
		(エ) 勤労者に向けたサービス提供の充実(開館時間延長)
		(オ) 外国人に向けたサービス提供の充実
		(カ) ユニバーサルデザインの推進
	ウ 区民の居場所、憩いの場の提供(くつろぎスペースとしての多目的室の時間帯別開放)	
エ ICT等の活用による利便性の向上	(ア) タブレットPCの館内貸出の実施(再掲)	
	(イ) デジタル図書の試験導入	
	(ウ) 視聴覚資料の館内鑑賞サービスの充実	
(3) 地域力を育む交流の拠点	ア 地域力の活用と育成	(ア) 図書館運営協議会の設置
		(イ) 区民活動団体等の集会行事への参画
		(ウ) 区民活動団体の情報提供(紹介)
	イ 文化、芸術鑑賞や学習の機会の提供	(ア) 多様な集会行事の開催(郷土博物館とタイアップ等)
		(イ) 区文化財資料の有償頒布の実施
	ウ 図書館ボランティア活動等の推進	(ア) 図書館ボランティアの育成
(4) 時代に即した図書館環境の整備推進	ア 図書館施設の整備・充実	(ア) 図書館施設の更新(池上、大田、馬込)
		(イ) 区民施設へのサテライト図書館の設置
		(ウ) 大田文化の森情報館図書コーナーの図書館化
		(エ) 多目的室の整備(防音多目的室で映画、音楽鑑賞やイベント等実施)
	イ 区民ニーズを踏まえた図書館運営の推進	(ア) 図書館運営協議会の設置(再掲)
		(イ) 図書館に関する広報の強化

## 3 新たな図書館像の確立

- 近年、民間活力の導入により、これまでの図書分類によらない図書の自由な配列、くつろげる快適なインテリア、カフェやICTの導入等で人気を集める図書館が話題。
- 一方で、図書館での図書販売や、インテリアとして飾るためだけに見栄えの良い図書を大量購入する等の行為が批判される事態も発生。

### ★大田区立図書館のあり方

- 知の拠点として、図書館法に規定される図書館の基本的役割をしっかりと果たす。
- 区民にとっての快適な居場所としての側面も併せて追求。

